



農業委員の紹介!

ご相談・ご質問は各地域の農業委員まで!

議席	氏名	住居	種別
1	岡田 宗樹	新居浜町	選挙
2	白鳥 誠二	船木	選挙
3	矢野 武	船木	選挙
4	草 國雄	鳥野新田町	選挙
5	野口 政夫	大生院	選挙
6	山内 孝之	久保田町	選挙
7	近藤義一郎	別子山	学識
8	河端 康	宮原町	選挙
9	石井 俊一	八幡	選挙
10	青野 幸永	滝の宮町	選挙
11	橋本 康	東田	選挙
12	福田 良広	多喜浜	選挙
13	白石 正直	阿島	選挙
14	鈴木 勝美	喜光地町	選挙
15	藤田 幸三	垣生	選挙
16	高橋 秀人	大生院	選挙
17	水島 義光	田の上	土地地区
18	藤田 敬雄	中筋町	選挙
19	山内 孝之	船木	学識
20	坂尾 利治	萩生	選挙
21	藤田 俊生	下泉町	選挙
22	橋本 朝幸	松原町	学識
23	藤田 奨	船木	選挙
24	田中 悦男	船崎	選挙
25	橋田 正忠	中筋町	学識
26	岡田 雅夫	宇高町	選挙
27	野田 勝秋	城下町	選挙
28	小野 剛雄	沢津町	選挙
29	橋本 朝幸	萩生	選挙
30	白石 卓敏	阿島	農業共済
31	山本 崇仁	神郷	選挙
32	岡田 富近	田の上	選挙

(議席順)

昔から農は国の基本として認識されてきましたが、近年農業従事者の高齢化に加え、後継者不足という問題が日本の農業を衰退させていることは誠に遺憾なことであります。

私は農業委員になり、これからは平成十一年七月に制定された食料・農業・農村基本法を尊重し柔軟に対応し農業の再生を図りたいと思っております。

堀田 正忠 委員

新農業委員の
就任あいさつ

私は六月の市議会でも農業委員に推薦されました。農業経験の少ない私ですので、農作業については近所の方や農業をしている方にいるいる教わりながらやってきました。作物にはいろいろな種類があったり、毎日形や大きさが変わっていくのを見ながら、月日が経つのを忘れて世話をする農業に魅力を感じております。

こんな何もわからない私ですが、地域の方の役に立つよう頑張りたいと思います。

農業についてお困りの方がおられましたら、ご相談ください。即答はできなくても、わからない事は農業委員会でお尋ねして良いお答えができるよう努力をいたします。

近藤 義一郎 委員

去る七月、新居浜市農協理事会において、理事改選に伴う農業委員に推薦され、九月一日付けをもって第十九期農業委員に就任し、農地部会に所属しました。

ご承知のとおり農業を取り巻く環境は、専業農家戸数の減少や高年齢化の進展、担い手不足等による農家の流動化などが目立ち、大変厳しい現状にあります。

今後は、地域の事情と特性をしっかりと把握し、農業に特通された先輩委員さんや事務局のご指導を得て、農業団体や農業者の地位向上と生活の安定化、発展に取り組みたいと考えています。ご指導の程お願い申し上げます。

山内 孝之 委員

私は六月の市議会でも農業委員に推薦されました。農業経験の少ない私ですので、農作業については近所の方や農業をしている方にいるいる教わりながらやってきました。作物にはいろいろな種類があったり、毎日形や大きさが変わっていくのを見ながら、月日が経つのを忘れて世話をする農業に魅力を感じております。

会長あいさつ



新居浜市農業委員会

会長 岡田 宗樹

第十九期農業委員としてスタートし、一年が経過した今、振り返ってみると、五月に東京で開催された全国農業委員会会長大会に出席し、日本農業の大きさと真摯な農業の取組と今後の農業の在り方を心配している現状を見て参りました。

また、月に一度ですが異常任委員会に出席し、市・町の4条5条許可事業の審議をしておりますが、平成十六年五月の繰引き廃止以後、農地の転用面積は月平均十二ヘクタールと農地の減少に驚いております。

その中で新居浜・西条・四国中央市の三市が際立っている現状です。

特に新居浜市は優良農地が減少しており、とりわけ平成十六年の集中

豪雨以来、遊休農地・不作付農地が増加している今、農地の有効利用を願うものです。

農業委員会として現在もヒマワリ、菜の花・コスモスの景観作物を継続して三方所で作付して農地の有効利用のPRに努めております。

また、平成十九年度粟・大豆において品目横断的経営安定対策が導入され、全農家を一律にした施策から意欲と能力のある一定の経営面積(二六ヘクタール)以上の担い手(認定農業者)等に支援対象が限定される中で、我々農業委員会としては、農地のパトロールを実施し、農地の無断転用防止と遊休農地・耕作放棄地の解消に努め、併せて認定農業者等へ農地の集積を図り、新居浜農業の持続的発展を推し進めて参りたいと考えております。

農家の皆様方には今後ともご協力をお願いいたします。

新農業委員紹介

議会推薦

*平成十八年六月二十二日から、堀田正忠委員、近藤義一郎委員が議会推薦の学識経験者として就任しました。



山内 孝之
久保田町



近藤 義一郎
別子山



堀田 正忠
中筋町

農協推薦

*平成十八年九月一日から、山内孝之委員が農協推薦理事として就任しました。

お疲れさまでした。

白旗 愛一さん(議会推薦)
二ノ宮 定さん(議会推薦)
近藤 武さん(農協推薦)

現在の農業委員の任期は平成二十年七月十九日までです。残りの任期、総勢三十二人で頑張ります。

**全国農業新聞を
購読しましょう!**

発行日 毎週金曜日
購読料 月額600円



お中込は農業委員または農業委員会事務局まで!



選挙人名簿の申請をお忘れなく!

農業委員会委員の選挙人名簿は、各農家からの申請により、毎年1月1日現在の状況を農業委員会で審査・判断を行ったものを基にして、選挙管理委員会が作成します。

農業委員選挙資格の要件は

- ① 新居浜市に住所を有する人。
- ② 年齢 20 歳以上の人。
- ③ 10 アール以上の農地で耕作の業務を営む人。
- ④ ③の耕作を営む人の同居親族または配偶者で年間 60 日以上耕作に従事している人。

※農地を 10 アール以上所有していても、実際に耕作していなければ選挙人の資格はありません。

※年間 60 日以上耕作に従事していても、別居の親族は選挙人の資格はありません。(例えば、別居の子供が農業を手伝っている場合は選挙人の資格がありません。)

この要件を満たす方は、1月1日現在の状況を1月10日までに農業委員会に申請が必要です。また、今まで実績があり、現在名簿に登録されている世帯の人へは、12月上旬から各地区の農業委員を通して申請書を配布しますので、選挙権のある方は、農業委員会に提出してもらうことが必要です。

選挙管理委員会で2月20日までに調製し、2月23日から15日間縦覧に供します。選挙人名簿に誤りや記載漏れがある場合は、この期間内であれば、選挙管理委員会に文書で異議を申し出ることができます。

この名簿が、3月31日から翌年3月30日まで据え置かれ、この間に行われる選挙に使用されます。

一般選挙は農業委員会の選挙による委員を全員選出するための選挙であって、委員の任期が満了となったとき、選挙された委員が全員解任(リコール)されたとき、委員が総辞職したときに行われます。

農業委員会の紹介

新居浜市農業委員会では、毎月5日(祝祭日等で変更する場合もある)に農地部会・農政部会を開催しています。

農地部会では、農地の貸し借り・売買及び転用の許可などについて、適正かつ公正に審査しています。

農政部会では、様々な農政問題について協議・検討しています。

傍聴することもできます。



委員報告

※先進地視察研修*
研修先 兵庫県佐用郡佐用町・三田市

平成十八年七月十一日(土)十二日(日)の二日間、新居浜市農業委員が、兵庫県佐用郡佐用町のヒマワリ畑の取り組み及び東徳久地区農事組合法人の集落営農の状況についてと三田市のJ.A兵庫六甲の農協市場館「パスカルさんだ」について視察研修しました。



●佐用町の南光地区は平成二年、ほ場整備事業の夏施工の遊休農地対策として町とJAが支援して四ヘクタールのひまわりの栽培に取り組んだのが始まりであり、現在では七地区三十一ヘクタールで一五〇万本が栽培されている。ひまわりの栽培と同時に花の満開時にあわせて「ひまわり祭り」を開催し、ひまわりの種子から「ひまわり油」をはじめとする特産品の開発・研究がなされている。農家、集落、JA、行政関係機関などすべてが「やる気」を持ち、失敗を恐れず、目的意識を強く持つて、共に力をあわせ前進すべきでしよう。新居浜市でも、少しずつ栽培面積を増やすなど、一歩一歩進んでいけばよい。



見渡す限りの広大な農地に咲いたひまわりは見事でした

●我々が行っているひまわり栽培は、佐用町のひまわりとは比較にならない小さなものだが、自分たちの行っていることの正しさを信じ、他組織を巻き込んで面積拡大ができればと願っている。

●東徳久地区農事組合法人は、地区のほとんどの農家が参入し、農地とその利用を集落組織に委託し、集落をひとつの農場として経営する「集落一農場」方式を採用しているモデル地区である。今、生き残りをかけた日本農業のあり方に対し本当に真剣に取り組んでいる姿に感服しました。新居浜市においても関係者一同、現状を真摯に受け止め明日の農業を考え努力することが不可欠です。



●「パスカルさんだ」は、「身土不二」を基本理念に生産者と消費者の交流施設として、平成十一年に一番館をオープン、同十六年にフラワー店をオープンしている。販売高四億二千万円、新居浜あかがね市、四季菜広場の三倍。人口は新居浜市程度だが、周辺都市人口が多く来店者が多い。地元産品がよく販売、花を含め品揃えがよく園芸コーナー、食事ができるコーナーがあり、営業時間も十九時までで家族連れでもゆっくりくつろげる場所となっているところがすばらしい。

●今後新居浜の産直がうまくいくかどうかは、四季菜広場が憩いの場となる工夫、豊富で様々な野菜品目が長時間あるように努力できるかで決まる。会員増、作付けの計画性、調整が今後はどうしても必要である。

●新居浜市にあった農業政策(小集落営農)を模倣すべきである。農業委員会としても積極的に向・目標を出していくと同時に、目に見える形で各地での小さい行動、活動が必要だと思えます。

●今回の三箇所の研修先はいずれも農業情勢の難しい中での地域性を生かした取り組みであった。

私たちが家族経営協定を結びました

新居浜市家族経営協定調印式



松本 耕太郎さん・勝美さん

●高耐久ビニールハウスを設置しカーネーション、キク等を栽培している。その他、トマト、キュウリ等の野菜及び水稲を作る主要農家。

新居浜市家族経営協定調印式



三船 正良さん・典子さん

●養豚を一貫生産する主要農家。平成16年の災害で大きな被害を受けたが、家族の努力で生産体制が整った。

新居浜市家族経営協定調印式



仙波 行利さん・八重子さん

●肉用牛を生産する主要農家。現在、配育、育成が中心であるが、繁殖和牛を専らし、一貫生産に取り組んでいる。

新居浜市家族経営協定調印式



小野 輝雄さん・房子さん

●ミニトマトと水稲を栽培する主要農家。奥さんも四季菜広場（産直施設）で加工品を広く手がけている。

新居浜市家族経営協定調印式



三浦 康司さん・和代さん

●施設イチゴと水稲を栽培する主要農家。イチゴの品種更新をするなど積極的な農業経営。パソコンを利用した簿式簿記帳も実施している。

新居浜市家族経営協定調印式



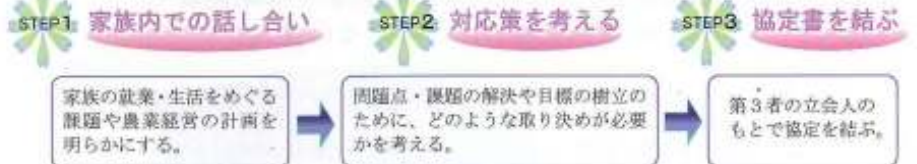
村上 秀樹さん・泰子さん

●水稲を栽培する主要農家。今後、積極的に農業経営を展開し、再度認定農業者を目指す。（過去の認定期間 H8～H12）また奥さんは中核農家女性組織（JJC）の会長を務めている。

新しい暮らしと働きやすい条件作り…家族経営協定

家族経営協定とは・・・家族全員がそれぞれの意思を尊重し、「経営や暮らしの目標」について話し合い、家族全員で取り決めていくことです。
若者や女性にとって家族経営であっても個人の立場や役割を明確にし、家計と経営の分離を図るなど「なあなあ」や「どんぶり勘定」から脱却でき近代的な経営管理に取り組むことが大切です。

協定を結ぶまでの流れ



内容を整理

◆ 内容例 ◆

- 1 農業面での役割分担
- 2 労働報酬（給料、ボーナス収入分配）
- 3 労働時間（一日あたりの始業、就業時間、休憩）
- 4 休日（農繁期、通常、特別休暇）
- 5 住まい方（後継者夫婦との同居、別居）
- 6 生活面の役割分担（家事分担、親戚とのつきあい方）
- 7 将来の営農計画（経営の目標、資金計画、所得目標、経営規模）
- 8 生活設計（生活の目標、教育計画、老後計画、住宅計画）
- 9 農業経営移譲（時期、方法）
- 10 家計移譲（時期、方法）
- 11 相続
- 12 親の老後（介護、生活保障など）

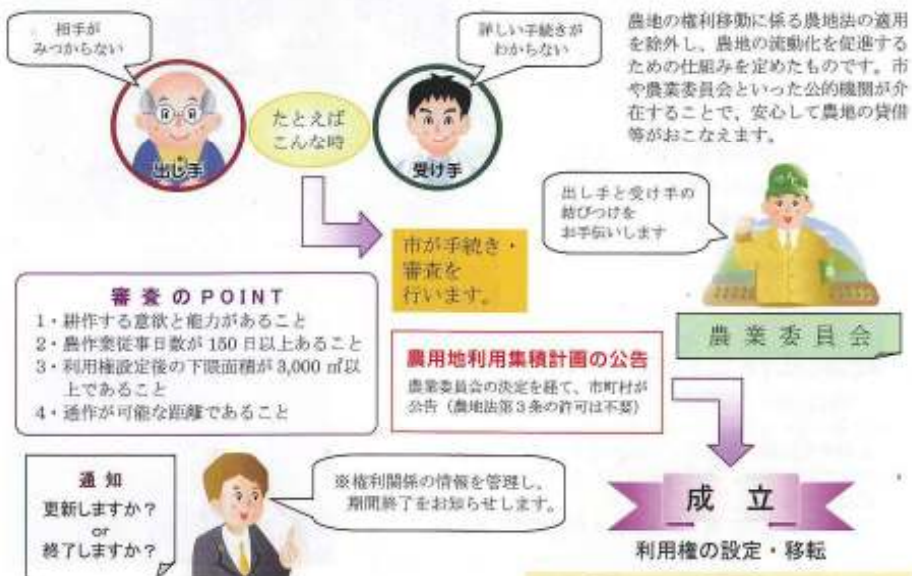


平成十八年二月二十八日、新居浜市役所三階応接会議室にて、新居浜市家族経営協定調印式が行われました。調印式には六家族が出席し、新居浜市長・新居浜市農業委員会会長・西条地方局農政普及課地域農業室長・新居浜市農業協同組合代表理事組合長の立会いのもと調印しました。

新居浜市初家族経営協定調印式

安心できる農地の貸し借りを進めよう

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画



- 利用権設定のメリット**
- 出し手（貸し手）
- * 雑作補償の心配がありません
 - * 期間が来れば自動的に所有権が戻ります。
 - * 市外在住でも設定可能です。
- 受け手（借り手）
- * 農地法の許可なしで簡単に申請できます。
 - * 期間が来ても再設定が可能です。
 - * 経営規模の拡大が容易にできます。



小学生が稲刈り体験!!

将来の新潟県市を担う小学生が稲刈り体験をしました。地元の農家の方から説明をうけ、使い慣れない鎌を持ち、覚束ない手つきではありましたが、一束ずつ丁寧に刈っていきまし。獲れたという声もありましたが、とても楽しそうでした。



新潟小学校の子どもたち

農業者年金に加入しましょう!

農業に従事する方ならどなたでもご加入いただけます。

少子高齢化時代に強い年金です

自分の年金原資を自分で積み立てる、積み立て方式の確定拠出年金です。年金者が加入者・受給者の数に影響されない安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。また、毎年6月末までに「付利通知」で個人ごとの積立・運用状況をお知らせします。

農業に従事する人は広く加入できます

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。脱退は自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は将来、年金として受け取れます。旧制度の加入者で特例脱退した人も、60歳未満であれば加入できます。

保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます（月額2万円を基本とし、最高6万7千円まで千円単位で選択）。農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。

◆こんな人が加入できます◆



80歳までの保障が付いた終身年金です

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。

認定農業者などの担い手には、保険料の国庫補助があります

認定農業者など一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助(政策支援)があり、基本保険料2万円のうち最高半額、生涯で最大216万円の補助を受けることができます。

公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は全額、社会保険料控除の対象となり、将来受け取る農業者年金も公的年金等控除が適用されます。

※全国農業会議所発行全国農業図書より引用

*農業者年金の内容、加入手続きについては、JA又は農業委員会にお問い合わせください。

地元農家の地元農家による 地元のための「うすい市」開催中



大生院営農推進会（会長・野口和也）では、地域活性化対策のひとつとして地元農家に呼びかけ、うすい市部会が結成されました。平成十八年四月にオープンし、毎週土曜日の朝八時から十時半までの間、JA新居浜市大生院支所駐車場にて開催しており、地元農家の栽培した安心・安全な農産物を、その旬ごとに直接提供しています。

出品農産物は、米とその加工物だけは禁止していますが、様々な野菜や果実、漬け物などが出品されており、品揃えは豊富です。農家の家庭菜園の余りがお金になるだけでなく、農産物の販売を通じて地元消費者と直接いろいろ話をしながら交流が図られており、地域に定着した産直市として大いに期待されています。



四季菜広場も頑張っています。

四季菜広場もオープン以来、満三年になろうとしています。地元の生産者で組織する「あかがね市部会」の写真が掲示されている、農産物直売所「四季菜広場」はJA新居浜市本館の北側で、朝九時から午後四時まで販売しています。（定休日は火曜日）

地元の新鮮な農産物を、安心して食べてもらうため、あかがね市部会員は生産する作物の栽培履歴を記載し、消費者の皆さんへの安全・安心に努めています。

秋・冬野菜は天候に恵まれ順調に生育しており、消費者の皆さんに、旬のおいしい農産物を食べていただくため頑張っています。

農業者の皆さん、あかがね市部会員になって、おいしい農産物をたくさん作って、出荷してください。

JA新居浜市
TEL 37・1110

地産地消

地元の食材を学校給食に！

「地産地消」とは、地域生産地域消費の略字で地元で生産されたものは地元で消費する、逆に地元で生産する、という意味の言葉です。

地元の農家の皆さんが、一生懸命作った食材を、これからの新居浜市を担う子供達に食べていただきたいと思ひます。



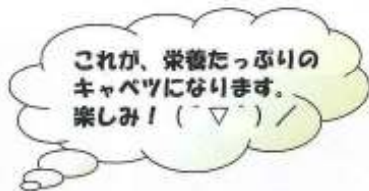
野菜を作る喜び (澤田眞生農業委員)

学校給食においては、良い野菜を作り子どもたちに喜んで食べていただくことを一番に思っています。毎朝早く白菜、キャベツの苗床を見て周り、定植の時期を考えていますが、天候に左右されるためなかなか計画通りにはいきません。今年は植付適期に雨が続き、約十日程度遅れました。



生産地下泉町

朝取りした新鮮な野菜を消費者に届けることを心掛けています。



農地パトロールを実施しました

平成18年8月から11月の間、各地区において農地パトロールを実施しました。農地パトロールでは、遊休農地の発生防止・解消対策や農地の無断転用防止を目的として、各地区の農業委員を中心に、事務局職員及び関係機関の協力を得て行いました。



遊休農地に季節の花を植えてみませんか



農地を適正に管理しましょう!

農地は、農業者にとって重要な財産であるとともに農業生産、農業経営の基礎です。遊休化や耕作を放棄すると、農地としての重要な役割を果たせないばかりか、周辺環境への悪影響なども考えられます。



農業従事者の高齢化と後継者不足、農産物の価格低迷等の理由で遊休農地が増加しています。

遊休農地現地調査集計結果

(調査期間：平成16年11月26日～平成17年1月31日)

	支 所	遊 休 農 地		全農地に占める 遊休農地の割合
		筆数	面積(m ²)	
1	本 所	43	25,763	2.75%
2	高 津	18	12,442	1.33%
3	垣 生	79	33,822	3.75%
4	神 郷	63	33,074	2.24%
5	多 喜 浜	154	130,475	11.07%
6	船 木	126	68,874	3.46%
7	角 野	70	40,524	3.64%
8	泉 川	135	85,341	6.24%
9	中 菟	231	180,446	6.23%
10	大 生 院	73	58,157	4.09%
11	大 島	—	—	—
12	別 子 山	—	—	—
	合 計	992	668,815	4.18%

農地は無断で転用できません。県知事の許可が必要です。

農地転用許可制度



- ◆ 農地に住宅を建てたい
- ◆ 農地を駐車場にしたい
- ◆ 農地に店舗を建てたい
- ◆ 農地を資材置場にしたい

農地転用とは…?

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、つまり農地に区画形質の変更を加えて住宅用地、道路、山林などの用地に転換することです。

一時的な農地転用は…?

農地を一時的な資材置場、作業員仮宿舍、砂利採取場等として利用する場合も転用になり、許可が必要です。

対象になる農地は…?

すべての農地が転用許可の対象となります。地目が農地であれば、耕作されていないとしても農地として活用できる状態である限り農地として扱われます。また、地目が農地でなくても、耕作の目的に供されている土地も農地とみなされます。

線引き廃止後の転用状況について…

新居浜市では平成16年5月14日に線引きが廃止されたことに伴い、すべての農地(農用地区域内農地を除く)で農地転用が可能となりました。

線引き廃止後、大型店舗の進出などが目立っています。転用件数の増加に伴い、産業の活性化が図られる反面、優良な農地が減少していく傾向にあります。

耕作面積が狭いうえに人口の多い我が国では、優良な農地は大切に守っていく必要があります。

このため、農地の転用には農地法でさまざまな制限が設けられておりますので、農地の転用を行う際には、農業委員会までご相談ください。

無断転用には 厳しい罰則!

違反者には最高3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられます

- 農地転用等の許可は農業委員会で審議した後、県知事へ進達します。
- 許可が下りるまでには約2ヵ月は必要です。
- 農業委員会は毎月開催しています。
- 申請の締め切りは毎月15日です。

転用の手続き、ご相談は農業委員会へ ☎ 65-1313